

奈良県告示第百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業（県営農地環境整備事業山添地区岩屋工区）の換地計画を定めたので、
同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該換地計画書の写
しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 縦覧期間

平成二十八年七月四日から同月二十五日まで

二 縦覧場所

山添村役場